様式ID	NTA0VNB058010010

相続税の申告書　第11・11の２表の付表５

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人	

１　株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額(円)	「２　特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ　株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「３　特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（２と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ　株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。
	20億円以上は、特例適用不可

２　特定株式（特定出資）に係る法人別の明細

法人番号			ア　相続開始の時における発行済株式（出資）の総数等(株・円・口)	
所轄税務署名		署	イ　株式（出資）の１単位当たりの相続開始の時における時価(円)	
法人名			ウ　株式（出資）の時価総額（円）（ア×イ）	

エ　株主等の状況

氏名（名称）	親族等	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の単位数（株・円・口）	② 持株(出資)割合(%)（①/⑦の割合）	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の単位数（株・円・口）	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の単位数（株・円・口）（①＋③）	⑤ 持株(出資)割合(%)（④/⑧の割合）	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の単位数（株・円・口）
		被相続人						
その他の株主（社員）								
合計		⑦		100		⑧	100 C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の株数（出資）割合　A　　％

50%以下は、特例適用不可

④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合　B　　％

50%以下は、特例適用不可

オ　被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の５第10項の届出状況

a 届出書を提出した年分	元号　年　分	元号　年　分	元号　年　分
b 届出書を提出した受贈者の氏名			
c 届出書を提出した税務署名	署	署	署
d 届け出た特定受贈同族会社株式等の単位数(株・円・口)			
e 生前の各贈与の時における発行済株式(出資)の総数等(株・円・口)			
f d/e			

f 欄の割合の合計　⑨

⑩　2/3 − ⑨

⑪　特例適用限度単位数（株・円・口）　ア×⑩

C欄の株数等が⑪欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

カ　特例適用限度単位数の計算

（注）
1　「イ　株式（出資）の１単位当たりの相続開始の時における時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2　「エ　株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。また、相続開始の直前において被相続人の親族等である者については、「親族等」欄に「１」と記入します。
3　⑥欄には、⑤欄の割合が５％以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数を記入します。
4　A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（「親族等」欄に「１」と記入した人）の持株（出資）割合の合計を記入します。
5　「オ　被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の５第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の５第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は２/３となります。なお、特定受贈同族会社株式等（２の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の２の２第11項に規定する対応株式（２の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します。
6　当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、税務署にお尋ねください。
7　当該法人が２以上ある場合には、この判定明細を追加して記入してください。

３　特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（２と同一の法人を除きます。）別の明細

法人番号			ア　相続開始の時における発行済株式（出資）の総数等(株・円・口)	
所轄税務署名		署	イ　株式（出資）の１単位当たりの相続開始の時における時価(円)	
法人名			ウ　株式（出資）の時価総額（円）（ア×イ）	

エ　株主等の状況

氏名（名称）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の単位数（株・円・口）	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の単位数(株・円・口)	③ 贈与年月日 元号	年	月	日	④ 贈与税の申告書を提出した税務署名	
									署
									署
									署
その他の株主（社員）									署
合計									

（注）
1　「イ　株式（出資）の１単位当たりの相続開始の時における時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2　②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3　当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、税務署にお尋ねください。
4　当該法人が２以上ある場合には、この判定明細を追加して記入してください。

（平成19年分以降用）